

子ども・子育て支援事業計画の改定について

1 概 要

平成 28 年度に改定した「子ども・子育て支援事業計画」について、29 年発表の人口統計等により人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の進行管理の考え方にに基づき、計画の一部を改定する。

なお、本区では、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画を一体のものとし、子育て支援計画として策定しているが、今回の改定は子ども・子育て支援事業計画の一部を対象としたものである。

※子ども・子育て支援事業計画「6. 計画の推進体制と進行管理」を抜粋

文京区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、結果については、区ホームページ等で区民に公表します。

なお、毎年度、人口推計等の変動要因を勘案し、ニーズ量を見直すとともに、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

2 改定の検討状況

文京区子ども・子育て会議

第 1 回（平成 29 年 7 月 25 日） ・人口推計の再算定、幼児期の教育・保育のニーズ量の再算定について等

第 2 回（平成 29 年 10 月 3 日） ・幼児期の教育・保育の確保方策について等

第 3 回（平成 30 年 1 月 16 日） ・子ども・子育て支援事業計画の改定について等

3 改定時期

平成 30 年 3 月

4 主な改定内容

- ・子どもの現状や待機児童数等、基礎的な統計について、最新の発表データを追加した。
- ・平成 29 年 4 月 1 日の人口統計及び 28 年の出生データにより、人口推計の再算定を行い更新した。
- ・人口推計の再算定結果に基づき、各事業の量の見込み（ニーズ量）を更新した。
- ・幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期等について、新たな見込み（ニーズ量）に対応した確保方策の内容へ更新した。

5 子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）【平成 30 年 3 月改定版】（案）

別添のとおり

文京区子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)

【平成30年3月 改定版】



文京区



1 計画改定の趣旨

急速な少子化の進行や保護者の就労形態の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境が著しく変化しており、保護者が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連 3 法が制定されました。これらの法律に基づき、27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、幼児期の教育や保育などの量の拡充や質の向上を図っています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村（特別区を含む）は、国が定めた「指針」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

本区では、子育て支援施策の継続性とさらなる拡充が必要なことから、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとし、新たな「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）」（平成 27 年度～31 年度）を 27 年 3 月に策定しました。

今回、平成 29 年発表の人口統計等により人口推計の更新を行い、ニーズ量の算定を行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、昨年度に引き続き、計画の一部を改定するものです。

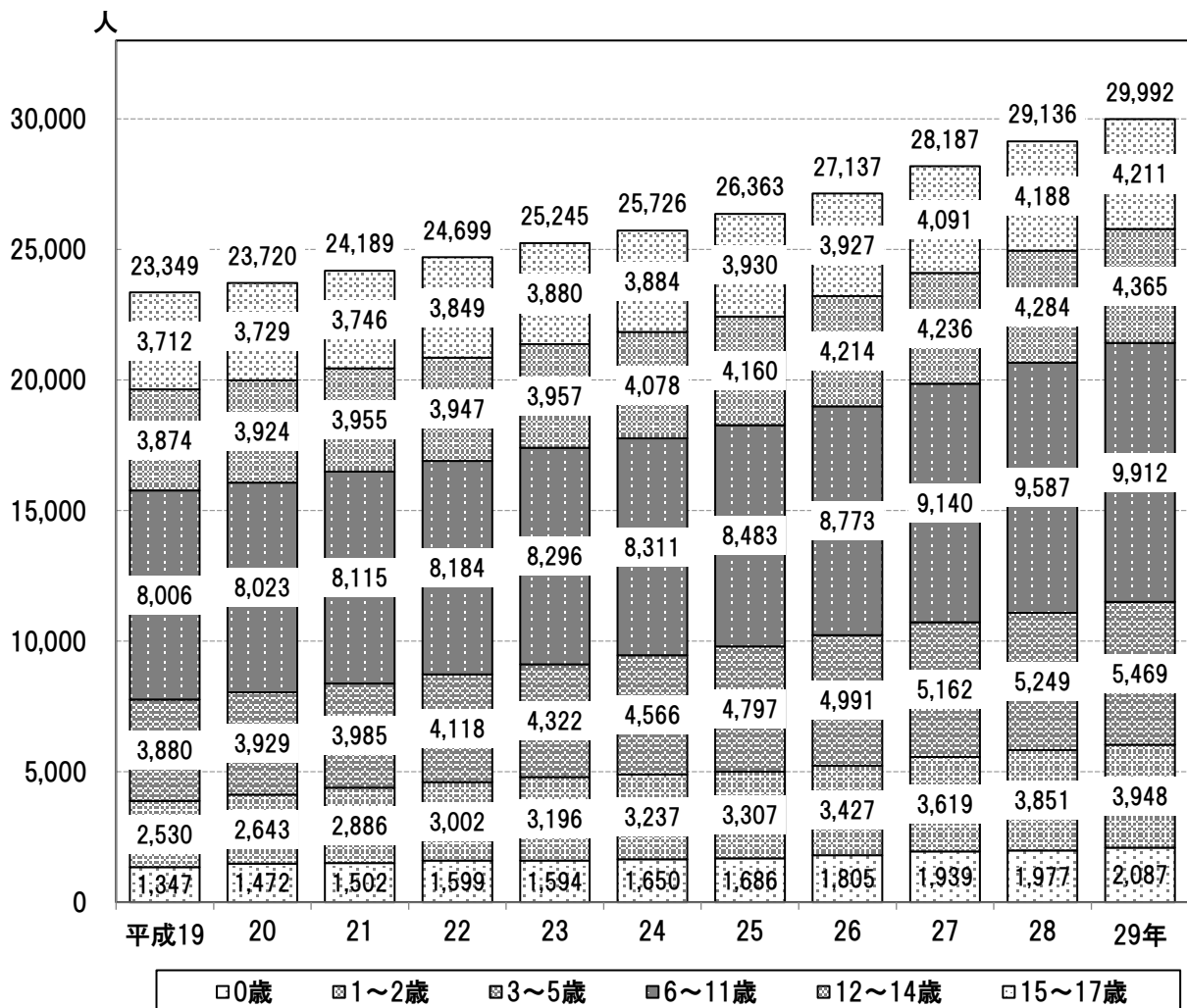
2 子どもの現状

(1) 児童人口等の推移

○ 18歳未満の児童人口の推移

平成29年4月1日現在の18歳未満の児童人口は29,992人で、総人口に占める割合は14.0%となっています。5年前の平成24年に比べて、人数では4,266人増加し、総人口に占める割合も1.2ポイント増加しています。

【図表1】 18歳未満の児童人口の推移



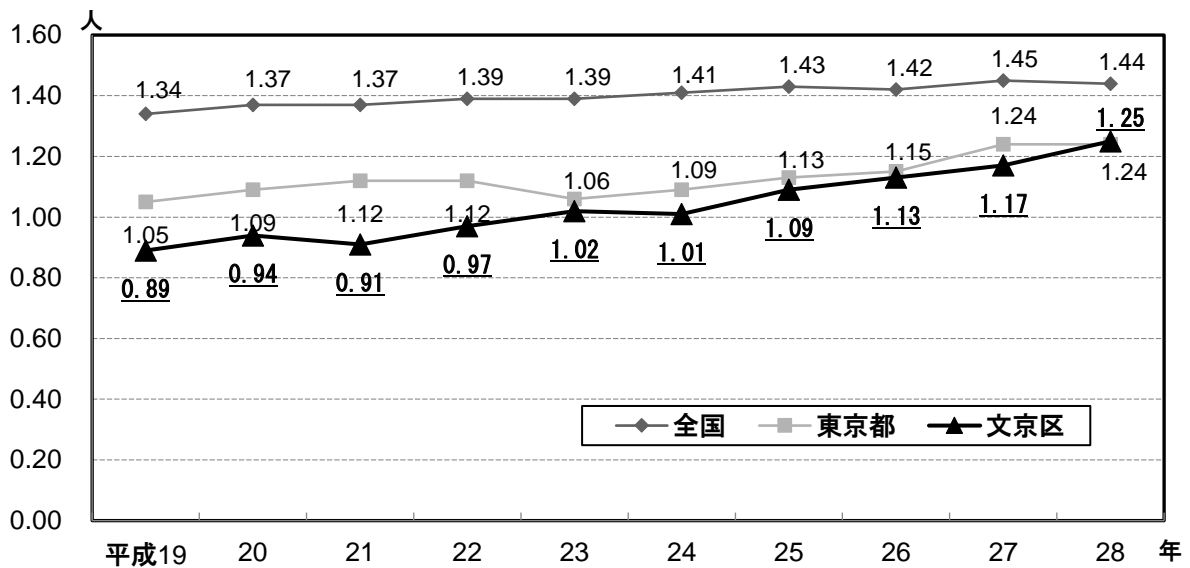
(資料「住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日)」)

○ 合計特殊出生率及び出生数の推移

わが国の合計特殊出生率は、平成 17 年以降、回復傾向にあり、28 年は 1.44 となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成 28 年には 1.25 となり、東京都を上回る数値となっています。

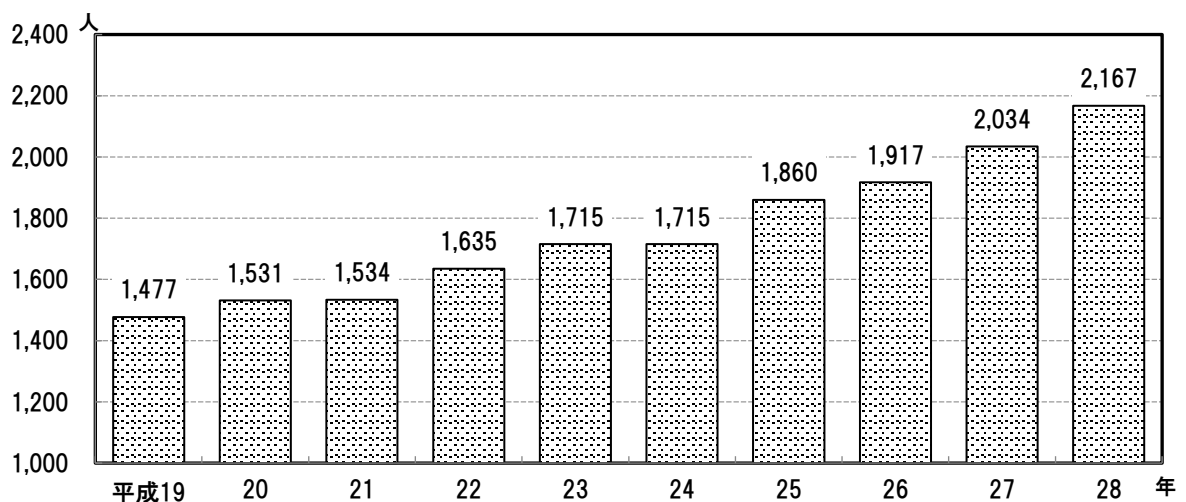
出生数も平成 18 年以降、増加傾向にあり、27 年には 2,000 人を超え、28 年は、対前年比 133 人、6.5%の増となり、高い増加率となっています。

【図表 2】 合計特殊出生率の推移



(資料「ぶんきょうの保健衛生」)

【図表 3】 出生数の推移



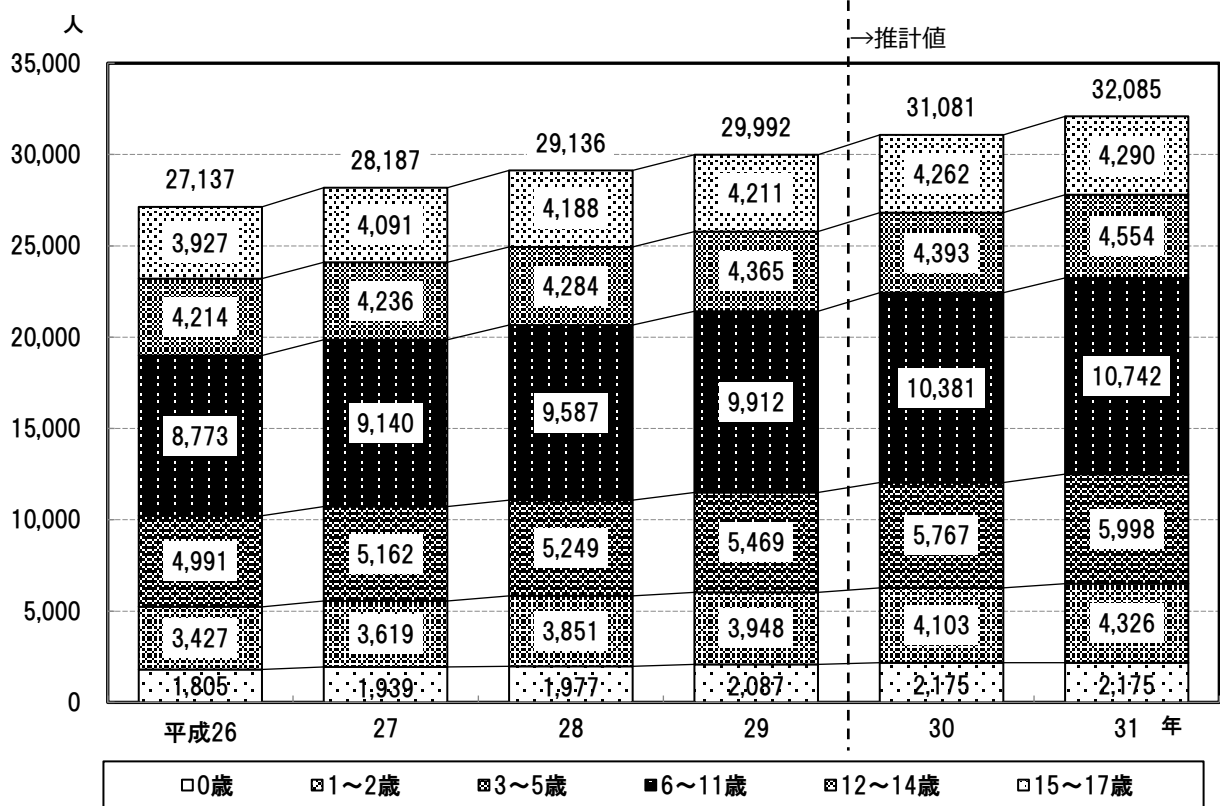
※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成 24 年 7 月 9 日）以降の数値に外国人住民を含む。

(資料「文京の統計」)

(2) 人口推計

平成 29 年 3 月改定時に算定した人口推計について、平成 29 年の人口統計等により、平成 30 年、31 年の人口推計を更新しました。それによると、平成 31 年には 0 歳から 17 歳までの人口は 32,085 人と、26 年に比べて 4,948 人増加し、0 歳から 5 歳までの人口は、12,499 人と、26 年と比べて 2,276 人増える結果となりました。

【図表 4】 人口推計（0 歳～17 歳）



※上記の人口推計結果は、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）」を算定するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき過去 3 年分の変化率を平均値とするコーホート変化率法により推計した。ただし、人口推計と実績値の検証を行った結果、出生数及び 0 歳人口に乖離が生じていることから、0 歳人口の変化率は直近 1 年の実績値に基づく算定とした。（直近のデータを基に作成しており、他の計画で使用する人口推計値と異なる場合がある。）

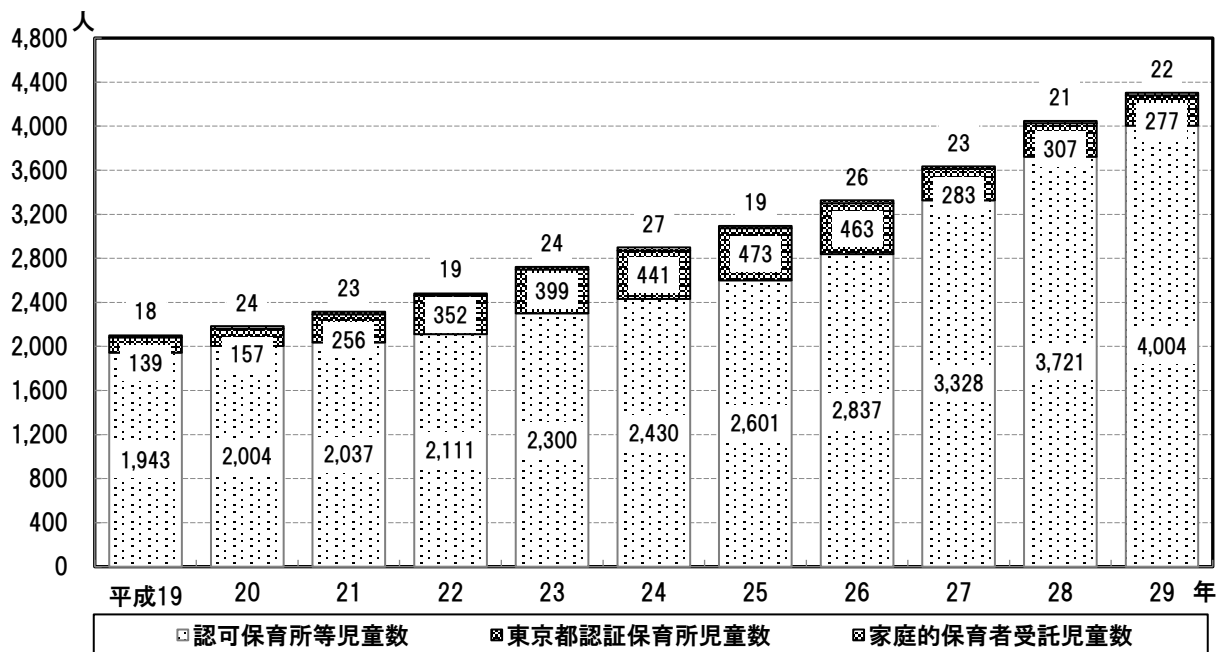
(3) 待機児童数の推移

○ 保育所等在籍児童数及び待機児童数の推移

保育サービスについては、平成 29 年 4 月 1 日現在、認可保育所が 60 園（分園含む）、認定こども園が 1 園、小規模保育施設が 1 園、東京都認証保育所が 3 園あります。認可保育所等の在籍児童数は年々増加しており、平成 29 年には 4,004 人と、近年で最も多くなっています。

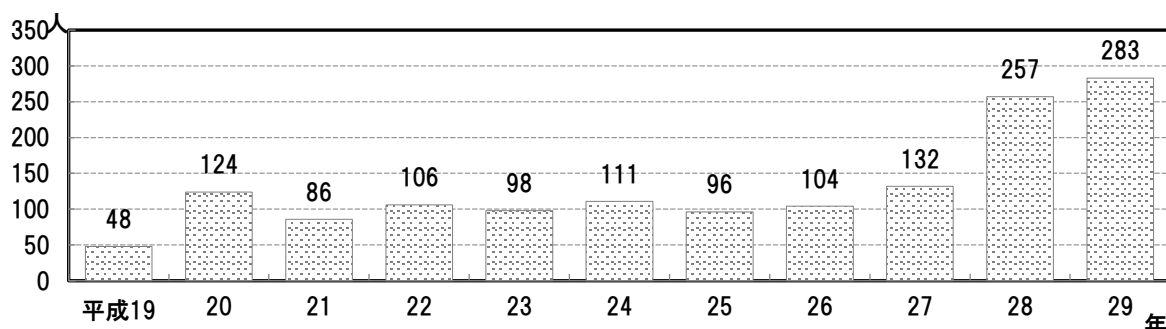
待機児童数は、平成 20 年以降、増減を繰り返している状況でしたが、28 年に急速に増加し、257 人となり、29 年は 283 人となっています。

【図表 5】 保育所等在籍児童数の推移



(各年 4 月 1 日現在)

【図表 6】 保育所等待機児童数の推移

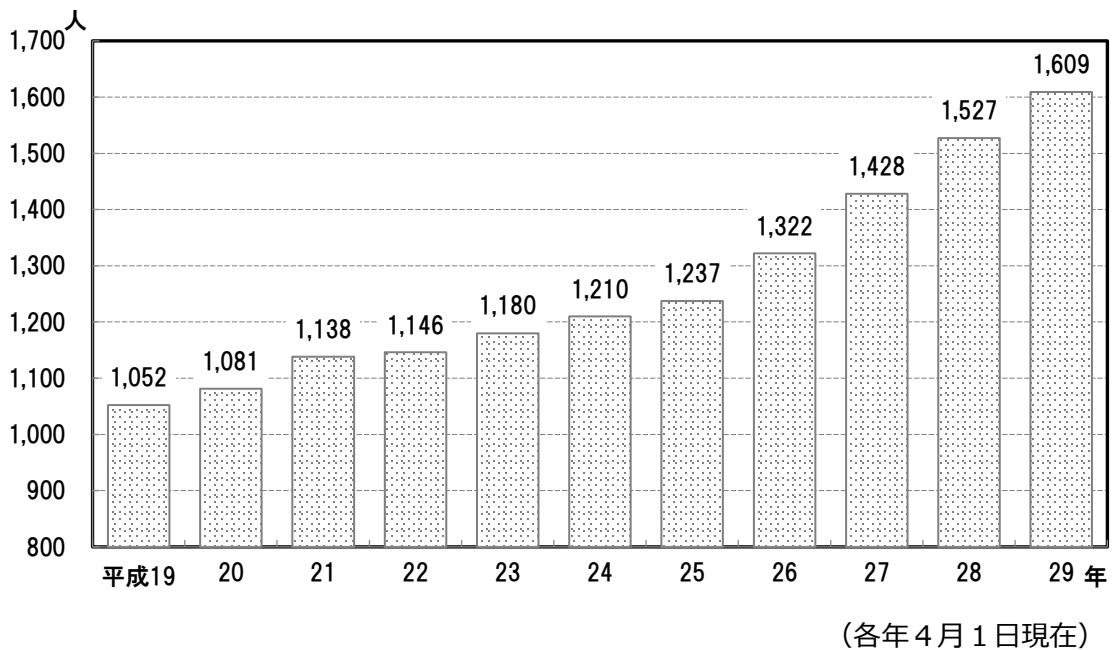


(各年 4 月 1 日現在)

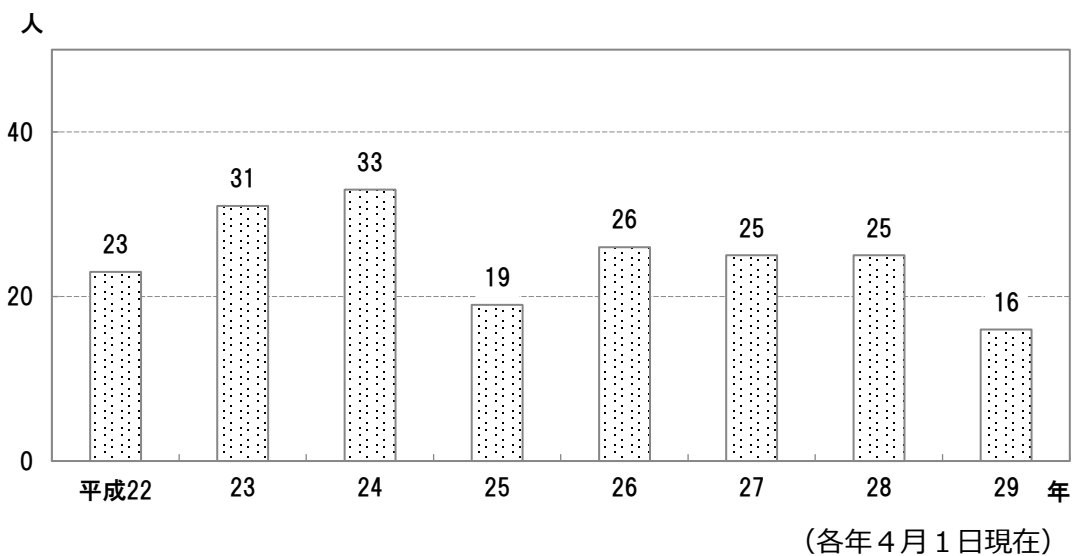
○ 育成室在籍児童数及び待機児童数の推移

育成室は、平成 29 年 4 月現在で 37 室となっています。また、在籍児童数も年々増加し、平成 29 年には 1,609 人となっています。育成室の定員数も、5 年前の平成 24 年に比べて 463 人増え、29 年には 1,686 人となっています。なお、育成室の待機児童数は、平成 22 年以降、増減を繰り返し、29 年は 16 人となっています。

【図表 7】 育成室在籍児童数の推移



【図表 8】 育成室待機児童数の推移



3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援について、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間ににおける「量の見込み（ニーズ量）」・「確保方策」・「実施時期」を記載することになっています。

量の見込み（ニーズ量）については、平成 25 年 10 月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」と記載する。）の結果及び各事業の実際の利用状況等を踏まえ、量の見込み（ニーズ量）を推計し、具体的な目標設定を行いました。

確保方策においては、これまでの幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを合わせ持った「認定こども園」の普及を図るなど、子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育の場を一体的に提供する施設を推進しています。

また、新たに、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を実施するなど、多様な保育サービスの充実を図り、質を保ちながら身近な保育の場を確保していきます。

（1）幼児期の教育・保育の量の見込み（ニーズ量）について



幼児期の教育・保育の量の見込み（ニーズ量）は、将来人口推計と利用意向率から算定しました。

利用意向率とは、対象年齢人口に占める、各施設の在籍児童数に待機児童数等を加えた人数の割合を算出したものです。（各施設の利用意向率については、資料編「資料 3 量の見込み（ニーズ量）の算定について」を参照）

○幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期

項目	27年度（N）						28年度（N）					
	1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり			1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		
	3歳 以上	3歳 以上		0歳	1-2歳		3歳 以上	3歳 以上		0歳	1-2歳	
		教育 希望	左記 以外					教育 希望	左記 以外			
① <28年度再算定時> 量の見込み							2,344	685	2,037	637	1,956	
② <29年度再算定時> 量の見込み（N+1年4月1日）							2,355	688	2,210	649	2,137	
③ 28年度再算定時と 29年度再算定時の差（②－①）							11	3	173	12	181	
④ 確保の方策	教育 保育 施設	認定こども園	33	0	22	6	21	33	0	33	6	21
		区立幼稚園	676	315	-	-	-	705	328	-	-	-
		私立幼稚園	1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-
		国立大学付属幼稚園	121	-	-	-	-	121	-	-	-	-
		区立認可保育園	-	-	1,082	135	633	-	-	1,082	135	633
		私立認可保育園	-	-	924	242	744	-	-	1,044 (1,009)	277 (278)	871
		臨時保育所 定期利用保育	-	-	15	9	38	-	-	15	9	78 (71)
		東京都認証保育所	-	-	45	71	191	-	-	49 (45)	47 (71)	181 (191)
		企業主導型保育事業	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	その他の認可外保育施設	-	-	72	60	164	-	-	72	60	164	
	地域 型 保 育 事 業	家庭的保育事業	-	-	0	6	15	-	-	0	5 (6)	17 (15)
		小規模保育事業	-	-	0	0	0	-	-	0	0	12 (14)
		事業所内保育事業	-	-	40	48	85	-	-	40	48	85
		居宅訪問型保育事業	-	-	0	0	0	-	-	0	0	1
	合 計	2,538	754	2,200	577	1,891	2,567	767	2,335 (2,296)	587 (613)	2,063 (2,066)	
	④－②						212 (223)	79 (82)	125 (259)	▲ 62 (▲ 24)	▲ 74 (110)	

※1 各確保方策において、事業の対象外となる認定区分は「-」を表示しています。

※2 27年度及び28年度の「確保の方策」は、年度末時点の実績値となります。

※「確保の方策」欄の数値に変更があった箇所は、二段書で掲載しており、変更前の数値をカッコ書で下段に記載しています。（単位：人）

29年度（N）					30年度（N）					31年度（N）				
1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり	
3歳 以上	3歳 以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳 以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳 以上		0歳	1-2歳
	教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外		
2,453	716	2,131	643	2,045	2,594	758	2,254	647	2,082	2,728	797	2,370	642	2,096
2,392	699	2,428	700	2,363	2,396	699	2,627	700	2,652	2,406	702	2,852	701	2,871
▲ 61	▲ 17	297	57	318	▲ 198	▲ 59	373	53	570	▲ 322	▲ 95	482	59	775
33	0	33	6	21	33	0	33	6	21	33	0	33	6	21
705	328	-	-	-	705 (719)	328 (335)	-	-	-	705 (734)	328 (341)	-	-	-
1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-
121	-	-	-	-	121	-	-	-	-	121	-	-	-	-
-	-	1,082	135	633	-	-	1,082	135	633	-	-	1,082	141 (135)	633
-	-	1,278 (1,132)	302 (305)	984 (969)	-	-	1,644 (1,307)	356 (314)	1,136 (1,000)	-	-	1,917 (1,392)	392 (320)	1,250 (1,021)
-	-	15	9	78 (81)	-	-	63 (15)	9	63 (50)	-	-	78 (15)	18 (9)	96 (38)
-	-	49 (45)	47 (71)	181 (191)	-	-	49 (45)	47 (71)	181 (191)	-	-	49 (45)	47 (71)	181 (191)
-	-	14 (0)	8 (0)	40 (0)	-	-	14 (0)	8 (0)	40 (0)	-	-	14 (0)	8 (0)	40 (0)
-	-	72	60	164	-	-	72	60	164	-	-	72	60	164
-	-	0	4 (6)	14 (15)	-	-	0	4 (6)	14 (15)	-	-	0	4 (6)	14 (15)
-	-	0	32 (24)	118 (62)	-	-	0	59 (24)	262 (62)	-	-	0	94 (24)	436 (62)
-	-	40	48 (54)	85 (97)	-	-	40	48 (54)	85 (97)	-	-	40	48 (54)	85 (97)
-	-	0	0	1	-	-	0	0	1	-	-	0	0	1
2,567	767	2,583 (2,419)	651 (670)	2,319 (2,234)	2,567 (2,581)	767 (774)	2,997 (2,594)	732 (679)	2,600 (2,234)	2,567 (2,596)	767 (780)	3,285 (2,679)	818 (685)	2,921 (2,243)
175 (114)	68 (51)	155 (288)	▲ 49 (27)	▲ 44 (189)	171 (▲ 13)	68 (16)	370 (340)	32	▲ 52 (152)	161 (▲ 132)	65 (▲ 17)	433 (309)	117 (43)	50 (147)

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第 59 条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施するものです。

(1) 利用者支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				
確保方策の考え方	<p>文京シビックセンターにおいて、保育ナビゲーター、子育てガイド及び母子保健コーディネーターが中心となり、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）や保健サービスセンターと連携を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の充実を図る。</p> <p>●関連事業 【1-1-13 文京区版ネウボウ事業】 【4-2-2 子育てひろば事業】</p>				
量の見込みと確保方策の実施時期					
項 目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
利用者支援事業	文京シビックセンター 1 か所（保育ナビゲーター・子育てガイド）				
	子育てひろば 5 か所				
	保健サービスセンター 2 か所				

<量の見込み（ニーズ量）・確保方策について>

利用者支援事業は、平成 27 年度から開始する新たな事業であることから、子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）などの既存の子育て支援施設の機能を拡充することで、多くの利用者に支援ができるよう事業を開始する。平成 28 年度以降は、各施設の利用状況を確認の上、量の見込み（ニーズ量）及び確保方策について適切な見直しを図る。

(2) 地域子育て支援拠点事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</p>
<p>量の見込み(ニーズ量)の算定方法</p>	<p>将来人口推計とニーズ調査における地域子育て支援拠点施設事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>地域子育て支援拠点である、5か所の子育てひろばにおいて、地域子育て支援拠点事業を実施する。</p> <p>なお、平成28年度より、子育てひろば汐見及び子育てひろば江戸川橋で、日曜日を開室する。</p> <p>また、平成29年度より、地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、地域で安心して子育てができるよう支援するとともに、子育てサポーター認定制度を受講した方の活躍の場とすることで、地域で子育てを支援する担い手の掘り起こしと育成を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連事業 【4-2-2 子育てひろば事業】 ● 関連事業 【3-1-2 文京区子育てサポーター認定制度】 <p><事業量算定方法></p> <p>子育てひろば事業については、平成27年度に文京総合福祉センター内子育てひろばを開設し、合計5か所を事業量とした。</p> <p>また、地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区の4地区に各1か所の設置を目標とし、毎年度1か所の整備を事業量とした。</p>

量の見込みと確保方策の実施時期						
項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
○量の見込み（ニーズ量） * 1日あたりの利用児童数をカッコ書きで記載						
利用児童数	前回		<u>50,232人</u> <u>(174人)</u>	<u>51,897人</u> <u>(180人)</u>	<u>52,638人</u> <u>(183人)</u>	<u>52,758人</u> <u>(183人)</u>
	今回			<u>52,012人</u> <u>(180人)</u>	<u>54,105人</u> <u>(188人)</u>	<u>56,024人</u> <u>(195人)</u>
○確保方策						
子育てひろば事業	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
地域団体による 地域子育て支援拠点事業	-	-	1か所	2か所	3か所	

* 量の見込み（ニーズ量）における1日あたりの利用児童数は、年間開所日数を288日として算出した。

(3) 妊婦健康診査

子ども・子育て支援法等における事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量とした。					
確保方策の考え方	妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成する。 また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図る。 ●関連事業 【1-1-1 妊娠・出産への支援】					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
○量の見込み(ニーズ量)						
妊婦健診 対象者数	前回	/	1,977人	1,996人	2,010人	1,995人
	今回	/	/	2,087人	2,175人	2,175人
○確保方策						
妊娠・出産への支援	実施場所：都内の委託医療機関（病院、診療所など）*1					
	主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査など					
	実施時期：通年					

*1 里帰り出産等による都外医療機関、助産所での妊婦健診は、償還払いで費用を助成する。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	生後4か月以内の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量とした。					
確保方策の考え方	<p>生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行う。また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けを行う、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）を実施する。</p> <p>●関連事業 【1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）】</p>					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
○量の見込み（ニーズ量）						
訪問対象者数	前回	/	<u>1,977人</u>	<u>1,996人</u>	<u>2,010人</u>	<u>1,995人</u>
	今回	/	/	<u>2,087人</u>	<u>2,175人</u>	<u>2,175人</u>
○確保方策						
乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん訪問事業)	実施体制：保健師・助産師の専門職で実施					
	実施機関：2か所 (保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所)					

(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営するほか、児童虐待への対応及び未然防止を図るため、養育を特に支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパー派遣などの児童虐待防止対策事業を実施する。</p> <p>また、子育て支援講座の開催、児童虐待防止啓発事業、養育家庭普及活動を行う。</p> <p>●関連事業 【1-2-2 児童虐待防止ネットワークの充実】</p>				
<p>量の見込みと確保方策の実施時期</p>					
<p>項 目</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>
<p>児童虐待防止ネットワークの充実</p>	<p>要保護児童対策地域協議会の開催</p> <hr/> <p>育児支援ヘルパー派遣回数 790回/年</p> <hr/> <p>子育て支援講座の開催 2回/年</p>				

(6) 子育て短期支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。					
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。 利用意向割合・利用意向日数については、乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業並びにトワイライトステイ事業の実際の利用実績から算出した。					
確保方策の考え方	<p>区が指定した福祉施設等において、乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業を実施する。また、文京総合福祉センターにおいては、平成 28 年 4 月より、トワイライトステイ事業を実施する。</p> <p>●関連事業 【4-1-23 子育て短期支援事業】</p> <p><事業量算定方法></p> <p><u>乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業は、2 箇所の施設で年間を通して、定員 1 名以上を確保していることから、年間の事業量を 730 人/年とした。</u></p> <p><u>トワイライトステイ事業は、1 箇所の施設で年間を通して、定員 1 名以上を確保していることから、年間の事業量を 375 人/年とした。</u></p>					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
○量の見込み（ニーズ量）						
<u>ショートステイ事業</u> <u>（利用人数）</u>	前回	/	<u>195 人</u>	<u>203 人</u>	<u>210 人</u>	<u>217 人</u>
	今回	/	/	<u>348 人</u>	<u>363 人</u>	<u>378 人</u>
<u>トワイライトステイ事業</u> <u>（利用人数）</u>	前回	-	-	-	-	-
	今回	/	/	<u>93 人</u>	<u>98 人</u>	<u>102 人</u>
○確保方策 *変更前の数値をカッコ書きで記載						
<u>ショートステイ事業</u>	/	/	730 人	730 人	730 人	
<u>トワイライトステイ事業</u>	/	/	<u>375 人</u>	<u>375 人</u>	<u>375 人</u>	
○[確保方策]－[ニーズ量]						
<u>ショートステイ事業</u>	/	/	<u>382 人</u> <u>(527 人)</u>	<u>367 人</u> <u>(520 人)</u>	<u>352 人</u> <u>(513 人)</u>	
<u>トワイライトステイ事業</u>	/	/	<u>282 人</u>	<u>277 人</u>	<u>273 人</u>	

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援法等における事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。 利用意向割合・利用意向日数については、ファミリー・サポート・センター事業の実際の活動件数(児童の預かりに関する活動)から算出した。					
確保方策の考え方	<p>文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施する。</p> <p>●関連事業 【3-1-3 ファミリー・サポート・センター事業】</p> <p><事業量算定方法></p> <p>事業実績より、全体活動件数のうち小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合を算出し、年度毎に計画している活動件数から事業量を算定した。</p> <p>小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合 約 13% (25年度活動総件数 6,261件 うち小学生の預かり 788件)</p>					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
○量の見込み（ニーズ量）						
前 回	延べ利用児童数 小学生低学年	/	537人	558人	576人	587人
	延べ利用児童数 小学生高学年	/	302人	315人	336人	356人
	合 計	/	839人	873人	912人	943人
今 回	延べ利用児童数 小学生低学年	/	/	553人	570人	579人
	延べ利用児童数 小学生高学年	/	/	314人	334人	353人
	合 計	/	/	867人	904人	932人
○確保方策 *変更前の数値をカッコ書きで記載						
ファミリー・サポート・センター事業	/	/	858人	871人	884人	
[確保方策]-[ニーズ量]	/	/	▲9人 (▲15人)	▲33人 (▲41人)	▲48人 (▲59人)	

(8) 一時預かり事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。</p>
----------------------------	---

≪幼稚園における在園児を対象とした一時預かり≫

<p>量の見込み(ニーズ量)の算定方法</p>	<p>【一時利用の預かり保育】 将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。</p> <hr/> <p>【定期利用の預かり保育】 将来人口推計とニーズ調査における定期利用の預かり保育の利用意向割合及び定期預かり保育利用者の年間延べ平均利用回数（24年度）からニーズ量を算定した。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>区立幼稚園全園にて、幼稚園在園児を対象に、幼稚園の教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施する。 また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施する。（各園で実施内容は異なる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連事業 【4-1-14 区立幼稚園の預かり保育】 <p><事業量算定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区立幼稚園 年間の実施日数を 240 日（平日のみ）と設定し、区立幼稚園全園の定員数合計が 390 名であることから、年間の事業量を 93,600 人日/年とした。 ● 私立幼稚園 各園により実施内容が異なることから、平成 25 年度における各園の実績（定員数×実施日数）から事業量を算定した。

量の見込みと確保方策の実施時期						
項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
○量の見込み（ニーズ量） * 1日あたりの利用児童数をカッコ書きで記載						
(前回)	一時利用の預かり保育		<u>51,120人</u> <u>(213人)</u>	<u>53,487人</u> <u>(223人)</u>	<u>56,584人</u> <u>(236人)</u>	<u>59,496人</u> <u>(248人)</u>
	定期利用の預かり保育		<u>66,221人</u> <u>(276人)</u>	<u>69,287人</u> <u>(289人)</u>	<u>73,299人</u> <u>(305人)</u>	<u>77,071人</u> <u>(321人)</u>
	合計		<u>117,341人</u> <u>(489人)</u>	<u>122,774人</u> <u>(512人)</u>	<u>129,883人</u> <u>(541人)</u>	<u>136,567人</u> <u>(569人)</u>
(今回)	一時利用の預かり保育			<u>53,263人</u> <u>(222人)</u>	<u>56,165人</u> <u>(234人)</u>	<u>58,415人</u> <u>(243人)</u>
	定期利用の預かり保育			<u>68,997人</u> <u>(287人)</u>	<u>72,756人</u> <u>(303人)</u>	<u>75,671人</u> <u>(315人)</u>
	合計			<u>122,260人</u> <u>(509人)</u>	<u>128,921人</u> <u>(537人)</u>	<u>134,086人</u> <u>(558人)</u>
○確保方策 * 1日あたりの利用児童数をカッコ書きで記載						
確保方策	区立幼稚園 預かり保育			<u>93,600人</u> <u>(390人)</u>	<u>93,600人</u> <u>(390人)</u>	<u>93,600人</u> <u>(390人)</u>
	私立幼稚園 預かり保育			73,695人 (307人)	73,695人 (307人)	73,695人 (307人)
	合計			<u>167,295人</u> <u>(697人)</u>	<u>167,295人</u> <u>(697人)</u>	<u>167,295人</u> <u>(697人)</u>
[確保方策]－[ニーズ量] * 変更前の数値をカッコ書きで記載				<u>45,035人</u> <u>(42,121人)</u>	<u>38,374人</u> <u>(35,012人)</u>	<u>33,209人</u> <u>(28,328人)</u>

* 量の見込み（ニーズ量）及び確保方策における1日あたりの利用児童数は、年間利用日数を240日として算出した。

≪幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外≫

<p>量の見込み(ニーズ量) の算定方法</p>	<p>将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。利用意向割合・利用意向日数については、各種一時預かり事業の延べ利用日数から算出した。</p> <p>さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において事業を利用していない理由のうち「利用したい事業が地域にない」「空きがない」等を選択し、一定の条件があえば利用の可能性のある層を加えた。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>一時保育所である3か所のキッズルームと区立認可保育園 17 園において、一時預かり事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連事業 【4-1-11 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育】 【4-1-12 一時保育】 <p><事業量算定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 年間の事業実施日数を 294 日（25 年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が 38 名であることから、11,172 人日/年とした。 ●一時保育 キッズルーム毎に、1 日の最大受入人数実績と開室日数（25 年度実績）から事業量を算定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・キッズルームシビック 17 人/日×358 日=6,086 人日/年 ・キッズルーム目白台 12 人×293 日=3,516 人日/年 ・キッズルームかごまち 12 人×293 日=3,516 人日/年

量の見込みと確保方策の実施時期						
項目		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
○量の見込み（ニーズ量） * 1日あたりの利用児童数をカッコ書きで記載						
利用児童数	前回		<u>21,132人</u> <u>(72人)</u>	<u>22,007人</u> <u>(75人)</u>	<u>22,816人</u> <u>(78人)</u>	<u>23,458人</u> <u>(80人)</u>
	今回			<u>21,923人</u> <u>(75人)</u>	<u>22,962人</u> <u>(78人)</u>	<u>23,883人</u> <u>(81人)</u>
○確保方策 * 1日あたりの利用児童数をカッコ書きで記載						
緊急一時保育 リフレッシュ一時保育				11,172人 (38人)	11,172人 (38人)	11,172人 (38人)
一時保育				13,118人 (41人)	13,118人 (41人)	13,118人 (41人)
合計				24,290人 <u>(79人)</u>	24,290人 <u>(79人)</u>	24,290人 <u>(79人)</u>
[確保方策]－[ニーズ量] * 変更前の数値をカッコ書きで記載				<u>2,367人</u> <u>(2,283人)</u>	<u>1,328人</u> <u>(1,474人)</u>	<u>407人</u> <u>(832人)</u>

* 量の見込み（ニーズ量）における1日あたりの利用児童数は、年間利用日数を294日として算出した。

(9) 延長保育事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における延長保育事業の利用意向割合からニーズ量を算定した。					
確保方策の考え方	<p>全ての区立認可保育園及び私立認可園において、延長保育事業を実施する。</p> <p>●関連事業 【4-1-7 保育園延長保育】 【4-1-15 認証保育所の運営補助】</p> <p><事業量算定方法> 本計画の中に新たに整備する私立認可保育園について、延長保育定員数を 10 名と設定し、既存園の延長保育定員数に加算することで、事業量を算定した。 また、認証保育所については、年度により区民利用数が増減するため、1 か所あたりの利用数を 10 名と設定し、加算した。</p>					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
○量の見込み (ニーズ量)						
1 日あたりの 利用児童数	前回	/	701 人	729 人	754 人	774 人
	今回	/	/	728 人	762 人	791 人
○確保方策 * 変更前の数値をカッコ書きで記載						
区立認可保育園延長保育	/	/	360 人	360 人	360 人	
私立認可保育園延長保育	/	/	423 人	433 人	443 人	
認証保育所延長保育	/	/	30 人	30 人	30 人	
合 計	/	/	813 人	823 人	833 人	
[確保方策] - [ニーズ量]	/	/	85 人 (84 人)	61 人 (69 人)	42 人 (59 人)	

(10) 病児保育事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合からニーズ量を算定した。 利用意向割合については、区内2か所の病児・病後児保育施設における、 <u>直近(28年度実績)</u> の実際の利用延べ人数と定員満員のため利用できなかった人数の合計から算出した。					
確保方策の考え方	<p>区が委託する2か所の病児・病後児保育施設で保育を実施する。</p> <p>●関連事業 【4-1-13 病児・病後児保育】</p> <p><事業量算定方法> 年間の平均開室日数を240日(平日のみ)と設定し、施設の定員が6名であることから、年間の事業量を1,440人日/年とした。</p>					
量の見込みと確保方策の実施時期						
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
○量の見込み(ニーズ量)						
利用児童数	前回	/	<u>2,429人</u>	<u>2,527人</u>	<u>2,616人</u>	<u>2,682人</u>
	今回	/	/	<u>2,866人</u>	<u>2,986人</u>	<u>3,083人</u>
○確保方策 * 変更前の数値をカッコ書きで記載						
保坂病児ルーム	/	/	1,440人	1,440人	1,440人	
順天堂病後児ルーム	/	/	1,440人	1,440人	1,440人	
合 計	/	/	2,880人	2,880人	2,880人	
[確保方策] - [ニーズ量]	/	/	<u>14人</u> <u>(353人)</u>	<u>▲106人</u> <u>(264人)</u>	<u>▲203人</u> <u>(198人)</u>	

(11) 放課後児童健全育成事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p>
<p>量の見込み(ニーズ量)の算定方法</p>	<p>将来人口推計と利用意向率等からニーズ量を算定した。</p> <p>小学生低学年のニーズ量については、対象年齢人口に占める、在籍児童数に待機児童数等を加えた人数の割合から算出した。(育成室の利用意向率については、資料編「資料3 量の見込み(ニーズ量)の算定について」を参照)</p> <p>また、小学生高学年のニーズ量については、ニーズ調査において、「就労している」「家族の介護」等の理由により、利用の希望を選択し、一定の条件があれば、利用の可能性のある人数の割合から算定した。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>【小学生低学年】</p> <p>現在の育成室事業を継続し、計画期間中に8か所の育成室を新たに整備する。また、平成28年度から育成室の保育時間終了時刻を30分伸ばし、18時30分までとする。</p> <p><u>また、老朽化等により改修が必要な育成室についても整備を行い、児童受け入れ定数の維持確保を行うこととする。</u></p> <p><u>なお、平成29年度のニーズ量の再算定に伴い、計画期間中に整備する育成室を8か所から10か所に変更する。</u></p> <p>●関連事業 【4-1-19 育成室の整備及び運営】</p> <p><事業量算定方法></p> <p>本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね40名と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定した。</p> <hr/> <p>【小学生高学年】</p> <p>計画期間中に全区立小学校20校において、放課後全児童向け事業を実施し、放課後の居場所を提供する。</p> <p>●関連事業 【2-1-2 放課後全児童向け事業】</p>

量の見込みと確保方策の実施時期						
【小学生低学年】						
項目		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
○量の見込み（ニーズ量）						
利用児童数	前回		1,550人	1,610人	1,661人	1,693人
	今回			1,625人	1,710人	1,771人
○確保方策 * 変更前の数値をカッコ書きで記載						
育成室の整備				1,686人	1,686人	1,766人
[確保方策] - [ニーズ量]				61人 (18人)	▲24人 (7人)	▲5人 (▲25人)

【小学生高学年】

項目		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
○量の見込み（ニーズ量）						
利用児童数	前回		303人	316人	338人	359人
	今回			316人	337人	355人
○確保方策						
放課後全児童向け事業						20校

<放課後全児童向け事業の実施にあたって>

本事業は、保護者や地域等の事業体制を整える必要があるため、毎年度の進行管理と合わせ、事業量の見直しを図る。

また、各校の運営委員会へ育成室担当者が出席し、活動プログラム内容の検討、調整などの連携を密にするとともに、総合教育会議を踏まえて部局間の連携を強化する。さらに、年少人口の増加等の要因から余裕教室の確保は困難な状況であるが、事業実施場所を固定せず、工夫するとともに、小学校改築などの機会をとりえ、実施場所の確保について教育委員会と協議を行う。

加えて、平成31年度までに、区立小学校20校中、学校内又は近隣に育成室がある11校で、育成室の児童が放課後全児童向け事業のプログラムに参加できることを目指す。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、区が定める基準に該当するものに係る支給認定子どもが、特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用その他これらに類する費用として区が定めるものの全部又は一部を助成する。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

資料編



資料 1 子育て支援計画の沿革

年 月	沿 革
平成 12 年 3 月	<p>【子育て支援計画の誕生】 ○文京区地域福祉計画は児童福祉を含む区の福祉保健施策に関する総合的な計画として策定しましたが、少子化社会が急速に進展する中、子育て支援を充実したものとするため、地域福祉計画の中に、新たに「児童育成計画」（地方版エンゼルプラン）である「子育て支援計画」を取り入れました。</p>
平成 15 年 3 月	<p>【子育て支援計画の改定】 ○子育て支援計画をさらに充実させるための改定を行いました。</p>
平成 17 年 3 月	<p>【次世代育成支援行動計画（前期分）の策定】 ○平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、都道府県及び市町村（特別区を含む）と事業主は、国が定めた「指針」に基づく「行動計画」を策定することが義務づけられました。 本区では、これまでの「子育て支援計画」を拡充し、総合的かつ体系的に子育て支援を推進する新たな「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）」（平成 17 年度～21 年度）を策定しました。</p>
平成 22 年 3 月	<p>【次世代育成支援行動計画（後期分）及び保育計画の策定】 ○近年の出生数の動向、子育ての負担感や母親の就労希望など子どもの現状や子育てを取り巻く状況を踏まえ、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）」（平成 22 年度～26 年度）を策定しました。 また、保育園待機児童数が 50 人以上いる区市町村は、保育需要に対応するための保育計画を策定する必要があり、本区においても、平成 21 年 4 月 1 日の待機児童数が 86 人となったことから、子育て支援計画と一体のものとして保育計画を策定しました。</p>
平成 25 年 3 月	<p>【保育計画の修正】 ○保育計画に基づき、平成 24 年度までに計画値を上回る保育サービス量の整備を行ってきましたが、待機児童数は 24 年 4 月現在、111 人となり、解消には至っていない状況です。このため、待機児童問題に迅速に取り組み、解消に向けた対策を促進するため、これまでの整備実績及び現在の保育需要を踏まえて保育計画の修正を行いました。</p>
平成 27 年 3 月	<p>【次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定】 ○平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連 3 法が制定され、都道府県及び市町村（特別区を含む）は、国が定めた「指針」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。また、次世代育成支援対策推進法が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。 本区では、子育て支援施策の継続性とさらなる拡充が必要なことから、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとし、新たな「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）」（平成 27 年度～31 年度）を 27 年 3 月に策定しました。</p>
平成 28 年 3 月	<p>【子ども・子育て支援事業計画の一部改定】 ○平成 27 年発表の人口統計等により人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p>
平成 29 年 3 月	<p>【子ども・子育て支援事業計画の一部改定】 ○平成 28 年発表の人口統計等により人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p>
平成 30 年 3 月	<p>【子ども・子育て支援事業計画の一部改定】 ○本計画の一部改定に至る。</p>

資料2 人口推計データ

(新) 平成29年度に再算定を行った人口推計の結果

■人口推計結果(平成29年度 再算定)

年 齢	実 数									推 計		
	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	H32.4.1	
年少人口 (0~14歳)	0	1,599	1,594	1,650	1,686	1,805	1,939	1,977	2,087	2,175	2,175	2,177
	1	1,545	1,643	1,616	1,662	1,738	1,862	1,974	1,971	2,119	2,197	2,191
	2	1,457	1,553	1,621	1,645	1,689	1,757	1,877	1,977	1,984	2,129	2,206
	3	1,445	1,497	1,568	1,667	1,673	1,725	1,783	1,904	2,009	2,013	2,160
	4	1,331	1,486	1,501	1,599	1,695	1,712	1,747	1,806	1,935	2,037	2,042
	5	1,342	1,339	1,497	1,531	1,623	1,725	1,719	1,759	1,823	1,948	2,052
	6	1,402	1,425	1,367	1,553	1,588	1,678	1,819	1,777	1,830	1,900	2,023
	7	1,334	1,401	1,420	1,382	1,566	1,601	1,697	1,823	1,790	1,843	1,911
	8	1,341	1,333	1,407	1,408	1,383	1,572	1,617	1,683	1,827	1,792	1,840
	9	1,401	1,340	1,343	1,418	1,442	1,395	1,563	1,634	1,691	1,832	1,803
	10	1,385	1,411	1,356	1,353	1,431	1,456	1,419	1,582	1,655	1,715	1,857
	11	1,321	1,386	1,418	1,369	1,363	1,438	1,472	1,413	1,588	1,660	1,716
	12	1,346	1,337	1,398	1,413	1,409	1,402	1,457	1,492	1,439	1,611	1,685
	13	1,273	1,344	1,348	1,400	1,429	1,409	1,410	1,455	1,495	1,442	1,613
14	1,328	1,276	1,332	1,347	1,376	1,425	1,417	1,418	1,459	1,501	1,448	
年少人口小計	20,850	21,365	21,842	22,433	23,210	24,096	24,948	25,781	26,819	27,795	28,724	
生産年齢人口 (15~64歳)	138,449	140,271	140,439	139,855	141,030	142,790	144,257	146,380	148,577	150,892	153,285	
高齢人口 (65歳~)	37,894	37,912	38,510	39,835	40,821	41,656	42,246	42,522	42,735	42,801	42,923	
合 計	197,193	199,548	200,791	202,123	205,061	208,542	211,451	214,683	218,131	221,488	224,932	

(旧) 平成28年度に再算定を行った人口推計の結果

■人口推計結果(平成28年度 再算定)

年 齢	実 数								推 計		
	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	
年少人口 (0~14歳)	0	1,599	1,594	1,650	1,686	1,805	1,939	1,977	1,996	2,010	1,995
	1	1,545	1,643	1,616	1,662	1,738	1,862	1,974	2,030	2,048	2,058
	2	1,457	1,553	1,621	1,645	1,689	1,757	1,877	1,996	2,050	2,068
	3	1,445	1,497	1,568	1,667	1,673	1,725	1,783	1,910	2,031	2,084
	4	1,331	1,486	1,501	1,599	1,695	1,712	1,747	1,814	1,944	2,063
	5	1,342	1,339	1,497	1,531	1,623	1,725	1,719	1,768	1,835	1,962
	6	1,402	1,425	1,367	1,553	1,588	1,678	1,819	1,791	1,845	1,921
	7	1,334	1,401	1,420	1,382	1,566	1,601	1,697	1,836	1,808	1,864
	8	1,341	1,333	1,407	1,408	1,383	1,572	1,617	1,705	1,848	1,821
	9	1,401	1,340	1,343	1,418	1,442	1,395	1,563	1,631	1,712	1,853
	10	1,385	1,411	1,356	1,353	1,431	1,456	1,419	1,582	1,653	1,737
	11	1,321	1,386	1,418	1,369	1,363	1,438	1,472	1,430	1,594	1,668
	12	1,346	1,337	1,398	1,413	1,409	1,402	1,457	1,506	1,461	1,625
	13	1,273	1,344	1,348	1,400	1,429	1,409	1,410	1,465	1,512	1,469
14	1,328	1,276	1,332	1,347	1,376	1,425	1,417	1,404	1,464	1,512	
年少人口小計	20,850	21,365	21,842	22,433	23,210	24,096	24,948	25,864	26,815	27,700	
生産年齢人口 (15~64歳)	138,449	140,271	140,439	139,855	141,030	142,790	144,257	146,332	148,504	150,786	
高齢人口 (65歳~)	37,894	37,912	38,510	39,835	40,821	41,656	42,246	42,502	42,693	42,737	
合 計	197,193	199,548	200,791	202,123	205,061	208,542	211,451	214,698	218,012	221,223	

※上記の人口推計結果は、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)」を算定するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき過去3年分の変化率を平均値とするコーホート変化率法により推計した。ただし、人口推計と実績値の検証を行った結果、出生数及び0歳人口に乖離が生じていることから、0歳人口の変化率は直近1年の実績値に基づく算定とした。(直近のデータを基に作成しており、他の計画で使用する人口推計値と異なる場合がある。)

資料3 量の見込み（ニーズ量）の算定について

子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)については、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き（以下、「算定手引き」という。）」に基づき算定することを基本とし、地域の実態に応じて変更することが認められています。

平成 27 年度からの計画策定にあたり、実効性の高い計画を策定するため、子ども・子育て会議での委員意見を踏まえ、本区の実態に則した量の見込み（ニーズ量）の算定方法の検討を目的とした、「ニーズ量検討部会」を設置しました。

また、平成 28 年度、29 年度については、人口推計と実績値及びニーズ量の推計と実際に発生している待機児童数の乖離状況を検証し、28 年度はニーズ量、29 年度は人口推計とニーズ量の算定方法の見直しを行いました。

1 ニーズ量検討部会の検討結果（平成 25 年度）

量の見込み(ニーズ量)の算定は、31 年度までの人口の推計と子育て関連事業の利用意向の割合から算定することになっており、本部会においても、人口推計と利用意向率の 2 つの項目の検討を行うこととしました。なお、利用意向率については、待機児童数と直接関係のある、幼児期における教育・保育(幼稚園や保育園など)及び学童保育(育成室など)の利用意向を中心に議論を進めました。

(1) 人口推計

平成 27 年から 31 年までの人口推計については、「地域行動計画策定の手引き（平成 15 年 8 月）」を参照し、過去 3 年間の人口統計のデータから、コーホート変化率法により算出を行いました。

※コーホート変化率法とは（地域行動計画策定の手引きより）

「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

(2) 利用意向率

利用意向率の算定については、平成 25 年 10 月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」の結果を基礎数値とし、以下のとおり、本区独自の算定方法の検討を行いました。

- 潜在的に就職を希望する家庭については、算定手引きに基づき、ニーズ調査結果による家庭の分類を振り分けることで、利用意向率へ反映させました。
- 各種保育所等の利用割合については、ニーズ調査における幼稚園・保育園等の利用率と実際の幼稚園・保育園利用率を比較し、その偏差を補正しました。
- 各種保育所等を利用していない家庭の利用希望については、ニーズ調査において、幼稚園・保育園を利用していない理由のうち「空きがない」「経済的な理由」「時間帯の条件が合わない」「納得できる事業がない」を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えました。

2 ニーズ量算定方法の見直し（平成 28 年度）

計画の進行管理の考え方にに基づき、人口推計等の変動要因を勘案し、ニーズ量の見直しを検討した結果、ニーズ調査の結果と実際に発生している待機児童数に乖離が生じていることから、利用意向率の算定を直近の実績値に変更するとともに、潜在的なニーズ量ではなく待機児童数等を加えてニーズ量を算定することとしました。（人口推計の算定方法に変更はありません。）

（1）利用意向率

対象年齢人口に占める、各施設の在籍児童数に待機児童数等を加えた人数の割合を算出することとし、各施設の利用意向率を下表のとおり設定しました。

（平成 28 年 4 月 1 日基準）

区分		利用児童数	待機児童数等	小計	対象年齢人口	利用意向率
1号・2号認定	幼稚園（3歳～5歳）	2,976	53	3,029	5,249	57.7%
2号認定	保育園（3歳～5歳）	2,032	4	2,036	5,249	38.8%
3号認定	保育園（1歳～2歳）	1,812	146	1,958	3,851	50.8%
	保育園（0歳）	530	107	637	1,977	32.2%
育成室（6歳～8歳）		1,527	25	1,552	5,133	30.2%

<補足説明>

- 平成 28 年 4 月 1 日を基準日としているが、データがないものは、直近の数値を取得している。
- 国立大学附属幼稚園及び認可外保育施設（東京都認証保育所、区施設を除く）は、区で利用者情報の収集をしていないため、過去に実施した施設調査の結果を使用している。
- 幼稚園の待機児童数は、保育所と異なり、待機児童の明確な定義が無いため、昨年度どおり、子育て支援に関するニーズ調査の結果より、潜在的なニーズ量を記載している。

（2）ニーズ量算定方法の検討課題に関する委員意見

ニーズ量算定方法の見直しを審議する過程で、子ども・子育て会議委員からの意見を踏まえた、今後の検討課題は、以下のとおりです。

- 利用意向率の算出を、対象年齢人口に占める各施設の利用児童数に待機児童数を加えた人数の割合とした結果、より現状を表した算出結果となる一方、今までの算定方法で考慮されていた、保育園や育成室等の入園申請を諦めてしまっている潜在的な利用意向が反映されなくなっている。引き続き、人口推計結果及び量の見込み（ニーズ量）を検証するとともに、次回のニーズ調査（平成 30 年度実施予定）に向けて、顕在・潜在の両面で、利用意向率を把握する方法を検討していく必要がある。

3 人口推計及びニーズ量算定方法の見直し（平成 29 年度）

人口推計と実績値の検証を行った結果、出生数及び 0 歳人口に乖離が生じていることから、人口推計の算定を直近の実績値に基づく算定へ変更しました。また、ニーズ量の推計と実際に発生している待機児童数についても乖離が生じていることや保育園や育成室等の入園申請を諦めてしまっている潜在的なニーズを補足するため、保育園等の新規開設により新たに入園申請する保護者の意向を利用意向率の伸び率という形で算定しました。

(1) 人口推計

平成 28 年度に算定した人口推計と平成 29 年 4 月の実績値を比較した結果、出生数及び 0 歳人口の誤差率が高かったことから、出生率及び 0 歳人口の変化率の算定を直近 1 年の実績値に基づく算定とすることとしました。

(2) 利用意向率

平成 28 年度にニーズ量算定方法の見直しを行った結果、保育園や育成室等の入園申請を諦めてしまっている潜在的な利用意向が反映されないとの意見があったため、29 年度に改めて算定方法の見直しを行いました。

27 年度から 29 年度の 4 月 1 日時点の利用率の伸び率の平均値を算出し、30 年度以降の利用率を推計しました。ただし、3 号認定（0 歳）については、年度ごとの利用率が変動していることから、過去の最大値を推計値として算定しました。

（各年度 4 月 1 日基準）

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1号・2号 認定	幼稚園 (3歳～5歳)	利用児童数	3,010	2,976	2,990		
		待機児童数等	55	53	53		
		小計	3,065	3,029	3,043		
		対象年齢人口	5,162	5,249	5,469		
		利用率	59.4%	57.7%	55.6%	53.6%	51.6%
2号認定	保育園 (3歳～5歳)	利用児童数	1,874	2,032	2,204		
		待機児童数等	5	4	6		
		小計	1,879	2,036	2,210		
		対象年齢人口	5,162	5,249	5,469		
		利用率	36.4%	38.8%	40.4%	42.1%	43.8%
3号認定	保育園 (1歳～2歳)	利用児童数	1,636	1,812	1,972		
		待機児童数等	72	146	165		
		小計	1,708	1,958	2,137		
		対象年齢人口	3,619	3,851	3,948		
		利用率	47.2%	50.8%	54.1%	57.6%	61.3%
	保育園 (0歳)	利用児童数	469	530	537		
		待機児童数等	55	107	112		
		小計	524	637	649		
		対象年齢人口	1,939	1,977	2,087		
		利用率	27.0%	32.2%	31.1%	32.2%	32.2%
育成室 (6歳～8歳)	利用児童数	1,428	1,527	1,609			
	待機児童数等	25	25	16			
	小計	1,453	1,552	1,625			
	対象年齢人口	4,851	5,133	5,283			
	利用率	30.0%	30.2%	30.8%	31.4%	32.0%	32.6%

<補足説明>

- 各年の4月1日を基準日としているが、データがないものは、直近の数値を取得している。
- 国立大学附属幼稚園及び認可外保育施設（東京都認証保育所、区施設を除く）は、区で利用者情報の収集をしていないため、過去に実施した施設調査の結果を使用している。
- 幼稚園の待機児童数は、保育所と異なり、待機児童の明確な定義が無いため、昨年度どおり、子育て支援に関するニーズ調査の結果より、潜在的なニーズ量を記載している。

なお、「幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期（p.8、p.9）」の表記につきまして、昨年度までは、「量の見込み」は各年度4月1日時点の推計値とし、「確保の方策」は各年度末時点の見込み値としていましたが、「量の見込み」を（N+1）年4月1日時点へと変更しました。

資料4 文京区子ども・子育て会議委員名簿

平成28年4月～30年3月

No.	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	青木 紀久代	お茶の水女子大学准教授	
2	副会長	高橋 貴志	白百合女子大学教授	
3	委員	高櫻 綾子	日本女子大学講師	
4	〃	右近 茂子	文京区民生委員・児童委員協議会	
5	〃	川合 正	文京区私立幼稚園連合会	
6	〃	佐々木 妙子	文京区私立保育園（慈愛会保育園）	
7	〃	黒澤 摩里子	公募区民委員	
8	〃	高浜 直樹	公募区民委員	
9	〃	高山 陽介	公募区民委員	
10	〃	中村 成一	公募区民委員	
11	〃	永森 三知代	公募区民委員	
12	〃	小林 奈央	文京区認可保育園父母の会連絡会	
13	〃	飛沢 未来	児童発達支援センター父母会	28年度
14	〃	鷲田 香		29年度
15	〃	萩原 修一	文京区学童保育連絡協議会	28年度
16	〃	三井 望		29年度
17	〃	市川 美帆	文京区立幼稚園PTA連合会	28年度
18	〃	木林 愛		29年度
19	〃	山田 真夕子	東京商工会議所文京支部	
20	〃	小山 敬二郎	連合東京都連合会西北地協文京地区協議会	

資料5 平成28年度 文京区子ども・子育て会議での検討経過

	開催日	主な議題
1	平成28年8月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の審議事項及び開催予定について ・子ども・子育て支援事業計画の進行管理について
2	平成28年10月3日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の進行管理について ・文京区保育所待機児童解消緊急対策等進捗状況について
3	平成29年1月17日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の進行管理について ・文京区保育所待機児童解消緊急対策等進捗状況について ・保育料のあり方の検討について

平成 29 年度 文京区子ども・子育て会議での検討経過

	開 催 日	主 な 議 題
1	平成 29 年 7 月 25 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の審議事項及び開催予定について ・子ども・子育て支援事業計画の進行管理について ・保育施設の開設等について
2	平成 29 年 10 月 3 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の進行管理について ・保育施設の開設について ・保育料のあり方の検討について
3	平成 30 年 1 月 16 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の進行管理について ・保育施設の開設等について ・保育料のあり方の検討について

文京区子ども・子育て支援事業計画

(平成 27 年度～平成 31 年度)

【平成 30 年 3 月改定版】

平成 30 年 (2018 年) 3 月発行

発行 文京区

編集 文京区 子ども家庭部 子育て支援課

〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 (03) 3812-7111 (代表)

<http://www.city.bunkyo.lg.jp>

印刷物番号

古紙再生紙を使用しています